

【別紙 7】

日立市スポーツ少年団本部海外派遣に伴う派遣費補助基準

1 補助金額

- (1) 派遣決定者 1 人につき、その個人が負担する金額の 2 分の 1 を補助する。
ただし、10 万円をもって打切額とする。
- (2) 交付金額の 10,000 円未満は、切捨てとする。

2 補助対象

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団が主催する事業において、公益財団法人日本スポーツ少年団の選考した者を対象とする。
- (2) 当該年度において、日立市スポーツ少年団に登録している者とする。
- (3) 上記の 2 (1)、(2) に該当しなかった者については、その都度伺う。

3 この基準は、平成 3 年度から適用する。